

○「福岡県介護サービス事業等の
人員、設備及び運営の基準等に
関する条例」について

○「令和6年度福岡県介護サービ
ス事業者等指導監督実施方針」
について

福岡県保健医療介護部介護保険課

令和6年度 集団指導資料

福岡県介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 令和6年度福岡県介護サービス事業者等指導監督実施方針

(目次)

1	福岡県介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例	1
2	令和6年度福岡県介護サービス事業者等指導監督実施方針	18

○福岡県介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

平成二十四年十月十二日

福岡県条例第五十五号

福岡県介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例をここに公布する。

福岡県介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 介護サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準

第一節 指定居宅サービス等の事業（第三条―第七条）

第二節 指定介護老人福祉施設（第八条―第十三条）

第三節 介護老人保健施設（第十四条―第十八条）

第四節 介護医療院（第十八条の二―第十八条の六）

第五節 指定介護予防サービス等の事業（第十九条―第二十二条）

第三章 指定居宅サービス事業者等の指定の欠格事由に関する事項（第二十三条・第二十四条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）に基づき、福岡県における指定居宅サービス、共生型居宅サービス及び基準該当居宅サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）の事業、指定介護老人福祉施設並びに指定介護予防サービス、共生型介護予防サービス及び基準該当介護予防サービス（以下「指定介護予防サービス等」という。）の事業の人員、設備及び運営に関する基準、介護老人保健施設及び介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準並びに指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の欠格事由に関する事項を定めるものとする。

（平二五条例五五・平二七条例六・平三〇条例一八・令六条例一二・一部改正）

（用語）

第二条 この条例において使用する用語の意義は、法及び法に基づく厚生労働省令において使用する用語の例による。

（平二七条例六・平三〇条例一八・令六条例一二・一部改正）

第二章 介護サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準

第一節 指定居宅サービス等の事業

(通則)

第三条 法第四十二条第一項第二号、法第七十二条の二第一項第一号及び第二号並びに法第七十四条第一項及び第二項に規定する条例で定める指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準は、この節の定めるところによる。

(平三〇条例一八・一部改正)

(基本方針)

第四条 指定居宅サービス等の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう利用者の心身機能の維持回復を図るものでなければならない。

2 指定居宅サービス等の事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 指定居宅サービス等の事業者は、指定居宅サービス等の事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

(非常災害対策)

第五条 指定居宅サービス等の事業者で別表第一第一号に掲げるものは、火災、風水害、地震等非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時における関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知するとともに、非常災害時における避難、救出等の訓練を定期的に行わなければならない。

(サービス提供に関する記録の整備)

第六条 指定居宅サービス等の事業者は、利用者に対する指定居宅サービスの提供に関する記録で次の表の上欄に掲げるものを整備し、かつ、同欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる日から同表の下欄に掲げる期間保存しなければならない。

別表第二第一号に掲げる記録	サービスの提供に係る保険給付支払の日	五年
別表第三第一号に掲げる記録	上欄の記録の完結の日	二年

(暴力団関係者の排除)

第六条の二 指定居宅サービス等の事業を行う事業所は、その運営について、暴力団関係者の支配を受けてはならない。

2 指定居宅サービス等の事業を行う事業所における介護保険法施行令(平成十年政令第四

百十二号) 第三十五条の四に規定する使用人は、暴力団関係者であってはならない。

3 前二項の「暴力団関係者」とは、次に掲げる者をいう。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴力団対策法」という。) 第二条第六号に規定する暴力団員(以下単に「暴力団員」という。) 又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者

二 暴力団対策法第二条第二号に規定する暴力団(以下単に「暴力団」という。) 又は暴力団員がその事業活動を支配する者

三 福岡県暴力団排除条例(平成二十一年福岡県条例第五十九号) 第十五条第二項、第十七条の三、第十九条第二項又は第二十条第二項の規定に違反した者で、同条例第二十三条第一項の規定により、同条例第二十二条の勧告に従わなかった旨を公表された日から起算して二年を経過しないもの

四 福岡県暴力団排除条例第二十五条第一項第三号の規定により懲役又は罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しないもの

五 法人でその役員のうちに、第一号、第三号又は前号のいずれかに該当する者があるものの

(平二四条例七四・追加)

(その他の基準)

第七条 この条例に定めるものを除くほか、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準は、法第四十二条第二項、法第七十二条の二第二項及び法第七十四条第三項の規定に基づく厚生労働省令の定めるところによる。

(平三〇条例一八・一部改正)

第二節 指定介護老人福祉施設

(平二五条例五五・旧第二節繰下、平三〇条例一八・旧第三節繰上)

(通則)

第八条 法第八十八条第一項及び第二項に規定する条例で定める指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準は、この節の定めるところによる。

(基本方針)

第九条 指定介護老人福祉施設(ユニット型指定介護老人福祉施設を除く。以下この条、第十一条及び附則第二項において同じ。) は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、

社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理並びに療養上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定介護福祉施設サービスを提供するように努めなければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第十条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

- 2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(居室の定員)

第十一条 指定介護老人福祉施設に係る一の居室の定員は、一人とする。ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合にあっては、二人とすることができる。

(準用)

第十二条 第五条、第六条及び第六条の二の規定は、指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第五条中「指定居宅サービス等の事業者で別表第一第一号に掲げるもの」とあるのは「指定介護老人福祉施設」と、第六条中「指定居宅サービス等の事業者は、利用者に対する指定居宅サービス」とあるのは「指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービス」と、同条の表中「別表第二第一号」とあるのは「別表第二第二号」と、「別表第三第一号」とあるのは「別表第三第二号」と、第六条の二第一項中「指定居宅サービス等の事業を行う事業所」とあるのは「指定介護老人福祉施設」と、同条第二項中「指定居宅サービス等の事業を行う事業所における介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第三十五条の四に規定する使用人」とあるのは「指定介護老人福祉施設の管理者」と読み替えるものとする。

(平二四条例七四・一部改正)

(その他の基準)

第十三条 この条例に定めるものを除くほか、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準は、法第八十八条第三項の規定に基づく厚生労働省令の定めるところによる。

第三節 介護老人保健施設

(平二五条例五五・旧第三節繰下、平三〇条例一八・旧第四節繰上)

(通則)

第十四条 法第九十七条第一項から第三項までに規定する条例で定める介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準は、この節の定めるところによる。

(平三〇条例一八・一部改正)

(基本方針)

第十五条 介護老人保健施設(ユニット型介護老人保健施設を除く。以下この条において同じ。)は、施設サービス計画に基づいて、看護及び医学的管理の下における介護、機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指すものでなければならない。

- 2 介護老人保健施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って介護保健施設サービスを提供するように努めなければならない。
- 3 介護老人保健施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第十六条 ユニット型介護老人保健施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、看護及び医学的管理の下における介護、機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

- 2 ユニット型介護老人保健施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(準用)

第十七条 第五条、第六条及び第六条の二の規定は、介護老人保健施設について準用する。

この場合において、第五条中「指定居宅サービス等の事業者で別表第一第一号に掲げるもの」とあるのは「介護老人保健施設」と、第六条中「指定居宅サービス等の事業者は、利用者に対する指定居宅サービス」とあるのは「介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービス」と、同条の表中「別表第二第一号」とあるのは「別表第二第三号」と、「別表第三第一号」とあるのは「別表第三第三号」と、第六条の二第一項中「指定居宅サービス等の事業を行う事業所」とあるのは「介護老人保健施設」と、同条第二項中「指定居宅サービス等の事業を行う事業所における介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第三十五条の四に規定する使用人」とあるのは「介護老人保健施設の管理者」と読み替えるものとする。

(平二四条例七四・一部改正)

(その他の基準)

第十八条 この条例に定めるものを除くほか、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準は、法第九十七条第四項の規定に基づく厚生労働省令の定めるところによる。

(平三〇条例一八・一部改正)

第四節 介護医療院

(平三〇条例一八・追加)

(通則)

第十八条の二 法第百十一条第一項から第三項までに規定する条例で定める介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準は、この節の定めるところによる。

(平三〇条例一八・追加)

(基本方針)

第十八条の三 介護医療院(ユニット型介護医療院を除く。以下この条において同じ。)は、長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 介護医療院は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護医療院サービスの提供に努めなければならない。

- 3 介護医療院は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(平三〇条例一八・追加)

第十八条の四 ユニット型介護医療院は、長期にわたり療養が必要である入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいてその入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

- 2 ユニット型介護医療院は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(平三〇条例一八・追加)

(準用)

第十八条の五 第五条、第六条及び第六条の二の規定は、介護医療院について準用する。この場合において、第五条中「指定居宅サービス等の事業者で別表第一第一号に掲げるもの」とあるのは「介護医療院」と、第六条中「指定居宅サービス等の事業者は、利用者に対する指定居宅サービス」とあるのは「介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービス」と、同条の表中「別表第二第一号」とあるのは「別表第二第三号の二」と、「別表第三第一号」とあるのは「別表第三第三号の二」と、第六条の二第一項中「指定居宅サービス等の事業を行う事業所」とあるのは「介護医療院」と、同条第二項中「指定居宅サービス等の事業を行う事業所における介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三十五条の四に規定する使用人」とあるのは「介護医療院の管理者」と読み替えるものとする。

(平三〇条例一八・追加)

(その他の基準)

第十八条の六 この条例に定めるものを除くほか、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準は、法第百十一条第四項の規定に基づく厚生労働省令の定めるところによる。

(平三〇条例一八・追加)

第五節 指定介護予防サービス等の事業

(平二五条例五五・旧第四節繰下)

(通則)

第十九条 法第五十四条第一項第二号、法第一百五十五条の二の二第一項第一号及び第二号並びに法第一百五十五条の四第一項及び第二項に規定する条例で定める指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準は、この節の定めるところによる。

(平二七条例六・平三〇条例一八・一部改正)

(基本方針)

第二十条 指定介護予防サービス等の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう利用者の心身機能の維持回復を図るものでなければならない。

2 指定介護予防サービス等の事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 指定介護予防サービス等の事業者は、指定介護予防サービス等の事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

(準用)

第二十一条 第五条、第六条及び第六条の二の規定は、指定介護予防サービス等の事業について準用する。この場合において、第五条中「指定居宅サービス等の事業者で別表第一第一号」とあるのは「指定介護予防サービス等の事業者で別表第一第二号」と、第六条中「指定居宅サービス等の事業者は、利用者に対する指定居宅サービス」とあるのは「指定介護予防サービス等の事業者は、利用者に対する指定介護予防サービス」と、同条の表中「別表第二第一号」とあるのは「別表第二第四号」と、「別表第三第一号」とあるのは「別表第三第四号」と、第六条の二中「指定居宅サービス等」とあるのは「指定介護予防サービス等」と読み替えるものとする。

(平二四条例七四・一部改正)

(その他の基準)

第二十二条 この条例に定めるものを除くほか、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準は、法第五十四条第二項、法第一百五十五条の二の二第二項及び法第一百五十五条の四第三項の規定に基づく厚生労働省令の定めるところによる。

(平二七条例六・平三〇条例一八・一部改正)

第三章 指定居宅サービス事業者等の指定の欠格事由に関する事項

第二十三条 法第七十条第二項第一号（法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人（次に掲げる法人を除く。）である者とする。

一 その役員等のうちに、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者がある法人

二 暴力団又は暴力団員がその事業活動を支配する法人

三 福岡県暴力団排除条例第十五条第二項、第十七条の三、第十九条第二項又は第二十条第二項の規定に違反した法人で、同条例第二十三条第一項の規定により、同条例第二十二条の勧告に従わなかった旨を公表された日から起算して二年を経過しないもの

四 その役員等のうちに、福岡県暴力団排除条例第十五条第二項、第十七条の三、第十九条第二項又は第二十条第二項の規定に違反した者で、同条例第二十三条第一項の規定により、同条例第二十二条の勧告に従わなかった旨を公表された日から起算して二年を経過しないものがある法人

五 福岡県暴力団排除条例第二十五条第一項第三号の規定により罰金の刑に処せられた法人で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しないもの

六 その役員等のうちに、福岡県暴力団排除条例第二十五条第一項第三号の規定により懲役又は罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しないものがある法人

2 前項の規定にかかわらず、病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請の場合における法第七十条第二項第一号（法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、次に掲げる者以外の者とする。

一 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者

二 暴力団又は暴力団員がその事業活動を支配する者

三 福岡県暴力団排除条例第十五条第二項、第十七条の三、第十九条第二項又は第二十条第二項の規定に違反した者で、同条例第二十三条第一項の規定により、同条例第二十二条の勧告に従わなかった旨を公表された日から起算して二年を経過しないもの

四 福岡県暴力団排除条例第二十五条第一項第三号の規定により懲役又は罰金の刑に処

せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しないもの

五 法人でその役員等のうちに、第一号、第三号又は前号のいずれかに該当する者があるもの

(平二四条例七四・全改、令六条例一二・旧第二十八条繰上)

第二十四条 法第百十五条の二第二項第一号(法第百十五条の十一において準用する法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、法人(前条第一項各号に掲げる法人を除く。)である者とする。

2 前項の規定にかかわらず、病院等により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請の場合における法第百十五条の二第二項第一号(法第百十五条の十一において準用する法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、前条第二項各号に掲げる者以外の者とする。

(平二四条例七四・全改、平二五条例五五・平二七条例六・平三〇条例一八・一部改正、令六条例一二・旧第二十九条繰上・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前から法第四十八条第一項第一号の規定に基づく指定を受けている指定介護老人福祉施設(この条例の施行の日以後に全面的に改築された部分を含み、同日以後に増築された部分を除く。)における第十一条の規定の適用については、同条中「一人とする。ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合にあっては、二人とすることができる」とあるのは、「四人以下とする」とする。

3 前項の規定にかかわらず、昭和六十二年三月九日前から存する特別養護老人ホーム(この条例の施行の日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)における第十一条の規定の適用については、同条中「一人とする。ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合にあっては、二人とすることができる」とあるのは、「八人以下とする」とする。

附 則 (平成二四年条例第七四号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二五年条例第五五号）

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年条例第六号）

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年条例第一三号）

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年条例第一八号）

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（令和六年条例第一二号）

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

別表第一（第五条、第二十一条関係）

（平二八条例一三・平三〇条例一八・一部改正）

一 指定居宅サービス等の事業

- イ 指定通所介護事業者
- ロ 共生型通所介護事業者
- ハ 基準該当通所介護事業者
- ニ 指定通所リハビリテーション事業者
- ホ 指定短期入所生活介護事業者
- ヘ ユニット型指定短期入所生活介護事業者
- ト 共生型短期入所生活介護事業者
- チ 基準該当短期入所生活介護事業者
- リ 指定短期入所療養介護事業者
- ヌ ユニット型指定短期入所療養介護事業者
- ル 指定特定施設入居者生活介護事業者
- ヲ 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者

二 指定介護予防サービス等の事業

- イ 指定介護予防通所リハビリテーション事業者
- ロ 指定介護予防短期入所生活介護事業者
- ハ ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者
- ニ 共生型介護予防短期入所生活介護事業者

ホ 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者

ヘ 指定介護予防短期入所療養介護事業者

ト ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者

チ 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者

リ 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者

別表第二（第六条、第十二条、第十七条、第十八条の五、第二十一条関係）

（平二五条例五五・平二八条例一三・平三〇条例一八・令六条例一二・一部改正）

一 指定居宅サービス等の事業

サービスの種別	整備しておくべき記録
訪問介護（共生型サービス及び基準該当サービスを含む。）	一 訪問介護計画 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録
訪問入浴介護（基準該当サービスを含む。）	提供した具体的なサービスの内容等の記録
訪問看護	一 主治の医師による指示の文書 二 訪問看護計画書 三 訪問看護報告書 四 提供した具体的なサービスの内容等の記録
訪問リハビリテーション	一 訪問リハビリテーション計画 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録
居宅療養管理指導	提供した具体的なサービスの内容等の記録
通所介護（共生型サービス及び基準該当サービスを含む。）	一 通所介護計画 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録
通所リハビリテーション	一 通所リハビリテーション計画 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録
短期入所生活介護（ユニット型、共生型サービス及び基準該当サービスを含む。）	一 短期入所生活介護計画 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録
短期入所療養介護（ユニット型を含む。）	一 短期入所療養介護計画 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録
特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型を含む。）	一 特定施設サービス計画 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録

福祉用具貸与（基準該当サービスを含む。）	一 福祉用具貸与計画 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録
特定福祉用具販売	一 特定福祉用具販売計画 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録

二 指定介護老人福祉施設（ユニット型を含む。）

イ 施設サービス計画

ロ 提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 介護老人保健施設（ユニット型を含む。）

イ 施設サービス計画

ロ 提供した具体的なサービスの内容等の記録

三の二 介護医療院（ユニット型を含む。）

イ 施設サービス計画

ロ 提供した具体的なサービスの内容等の記録

四 指定介護予防サービス等の事業

サービスの種別	整備しておくべき記録
介護予防訪問入浴介護（基準該当サービスを含む。）	提供した具体的なサービスの内容等の記録
介護予防訪問看護	一 主治の医師による指示の文書 二 介護予防訪問看護計画書 三 介護予防訪問看護報告書 四 提供した具体的なサービスの内容等の記録
介護予防訪問リハビリテーション	一 介護予防訪問リハビリテーション計画 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録
介護予防居宅療養管理指導	提供した具体的なサービスの内容等の記録
介護予防通所リハビリテーション	一 介護予防通所リハビリテーション計画 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録
介護予防短期入所生活介護（ユニット型、共生型サービス及び基準該当サービスを含む。）	一 介護予防短期入所生活介護計画 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録
介護予防短期入所療養介護（ユニット型を含む。）	一 介護予防短期入所療養介護計画 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録

介護予防特定施設入居者生活介護 (外部サービス利用型を含む。)	一 介護予防特定施設サービス計画 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録
介護予防福祉用具貸与(基準該当サービスを含む。)	一 介護予防福祉用具貸与計画 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録
特定介護予防福祉用具販売	一 特定介護予防福祉用具販売計画 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録

別表第三(第六条、第十二条、第十七条、第十八条の五、第二十一条関係)

(平二五条例五五・平二八条例一三・平三〇条例一八・令六条例一二・一部改正)

一 指定居宅サービス等の事業

サービスの種別	整備しておくべき記録
一 訪問介護(共生型サービス及び基準該当サービスを含む。)、訪問入浴介護(基準該当サービスを含む。)、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護(共生型サービス及び基準該当サービスを含む。)、通所リハビリテーション及び特定福祉用具販売	イ 利用者が次のいずれかに該当する場合に行わなければならない市町村への通知に係る記録 (1) 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 ロ 利用者及びその家族からの苦情の内容等の記録 ハ 利用者に対するサービスの提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
二 短期入所生活介護(ユニット型、共生型サービス及び基準該当サービスを含む。)	イ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ロ 一の項イからハまでに掲げる記録
三 短期入所療養介護(ユニット型を含む。)	一の項イからハまで及び二の項イに掲げる記録
四 特定施設入居者生活介護	イ 委託により他の事業者に行わせた業務の実施状況について確認した結果等の記録 ロ 一の項イからハまで及び二の項イに掲げる記録
五 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護	イ 受託サービス事業者が提供した受託居宅サービスについて当該受託居宅サービス事業者から受けた報

	告に係る記録 ロ 受託居宅サービスに係る業務の実施状況について確認した結果等の記録 ハ 一の項イからハまで、二の項イ及び四の項イに掲げる記録
六 福祉用具貸与（基準該当サービスを含む。）	イ 委託等により他の事業者に行わせた福祉用具の保管又は消毒の実施状況について確認した結果等の記録 ロ 一の項イからハまでに掲げる記録

二 指定介護老人福祉施設（ユニット型を含む。）

イ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

ロ 入所者が次のいずれかに該当する場合に行わなければならない市町村への通知に係る記録

（１） 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

（２） 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

ハ 入所者及びその家族からの苦情の内容等の記録

ニ 入所者に対するサービスの提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

三 介護老人保健施設（ユニット型を含む。）

イ 入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討内容等の記録

ロ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

ハ 入所者が次のいずれかに該当する場合に行わなければならない市町村への通知に係る記録

（１） 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

（２） 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

ニ 入所者及びその家族からの苦情の内容等の記録

ホ 入所者に対するサービスの提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

三の二 介護医療院（ユニット型を含む。）

イ 入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討内容等の記録

ロ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

ハ 入所者が次のいずれかに該当する場合に行わなければならない市町村への通知に係る記録

（１） 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

（２） 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

ニ 入所者及びその家族からの苦情の内容等の記録

ホ 入所者に対するサービスの提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

四 指定介護予防サービス等の事業

サービスの種別	整備しておくべき記録
一 介護予防訪問入浴介護（基準該当サービスを含む。）、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、特定介護予防福祉用具販売	イ 利用者が次のいずれかに該当する場合に行わなければならない市町村への通知に係る記録 （１） 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき。 （２） 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 ロ 利用者及びその家族からの苦情の内容等の記録 ハ 利用者に対するサービスの提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
二 介護予防短期入所生活介護（ユニット型、共生型サービス及び基準該当サービスを含む。）	イ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ロ 一の項イからハまでに掲げる記録

三 介護予防短期入所療養介護（ユニット型を含む。）	一の項イからハまで及び二の項イに掲げる記録
四 介護予防特定施設入居者生活介護	イ 委託により他の事業者に行わせた業務の実施状況について確認した結果等の記録 ロ 一の項イからハまで及び二の項イに掲げる記録
五 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護	イ 受託介護予防サービス事業者が提供した受託介護予防サービスについて当該受託介護予防サービス事業者から受けた報告に係る記録 ロ 受託介護予防サービスに係る業務の実施状況について確認した結果等の記録 ハ 一の項イからハまで、二の項イ及び四の項イに掲げる記録
六 介護予防福祉用具貸与（基準該当サービスを含む。）	イ 委託等により他の事業者に行わせた福祉用具の保管又は消毒の実施状況について確認した結果等の記録 ロ 一の項イからハまでに掲げる記録

令和 6 年度福岡県介護サービス事業者等指導監督実施方針

(福岡県保健医療介護部介護保険課所管分)

1 指導、監査等の根拠

介護サービス事業者等（以下「事業者」という。）に対する指導、監査等の根拠は、次のとおり。

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）

① 運営指導

第 24 条

② 監査

第 76 条、第 90 条、第 100 条、第 114 条の 2 及び第 115 条の 7

③ 業務管理体制確認検査

第 115 条の 33

2 指導、監査等の対象

(1) 指定居宅サービス事業者等

(2) 指定介護予防サービス事業者等

(3) 指定介護老人福祉施設の開設者等

(4) 介護老人保健施設の開設者等

(5) 介護医療院の開設者等

3 目的

(1) 指導の目的

指導は、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭に置いて、介護サービス事業者の支援をすることを基本とし、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底することにより、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

(2) 監査の目的

監査は、介護給付等対象サービスの内容及び介護報酬の請求に関し、法令及び条例（以下「法令等」という。）に違反する疑いがあると認められる場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を取ることににより、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

(3) 業務管理体制確認検査の目的

業務管理体制確認検査は、業務管理体制の整備・運用状況又は介護サービス事業者の不正行為への組織的関与の有無を確認することにより、介護サービス事業者の法令等の遵守を確保し、不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護及び居宅サービス等の事業の運営の適正化を図ることを目的とする。

4 実施方法

(1) 集団指導

県内の全事業所（保険者指定事業所を除く。）を対象に、福岡県、指定都市及び中核市の共催により、講習又はオンラインの方式で実施する。

(2) 運営指導

法令等の趣旨及び目的を周知し、理解を促進することにより、介護報酬の誤った請求等の未然防止、利用者に対する適切なサービスの提供を図ることを目的として、健

全な事業者育成のための支援に主眼を置いて、必要な指導を行うものとする。

① 指定都市及び中核市以外の市町村に所在する事業所

原則として、監査指導課を有する保健福祉（環境）事務所が運営指導を実施するが、必要に応じて、保健医療介護部介護保険課が単独で、又は保健福祉（環境）事務所及び介護保険課が連携して、運営指導を実施する。

各年度の実施計画は、運営指導を実施する機関が、計画的に定める。

ア 新規開始後間もない事業所

新規に指定された事業所について、法第 24 条の規定に基づき、計画的に運営指導を実施する。この場合において、初めて介護サービスを開始した事業者が運営する事業所については、優先的に実施する。

イ 既設の事業所

法第 24 条の規定に基づき、計画的に運営指導を実施する。この場合において、住宅型有料老人ホーム等に併設又は隣接する事業所については、できる限り老人福祉法に基づく住宅型有料老人ホーム等の立入検査に併せて実施する。

また、保険者等から事業所について情報提供があった場合等には、当該年度の実施計画にかかわらず、随時、法第 24 条の規定に基づき、運営指導を実施することとし、必要に応じて、当該事業所の本部等にも運営指導を実施する。この場合において、緊急に対応する必要がある事業所、給付実績等について確認を要する事業所、集団指導を欠席している事業所については、優先的に実施する。

② 指定都市及び中核市所在の事業所

必要に応じ、指定都市又は中核市と連携して実施する。

(3) 監査

(4) 事業者の業務管理体制確認検査

ア 一般検査

事業者の業務管理体制の整備については、指定更新の審査の際に書面で確認するとともに、運営指導に併せて一般検査を実施する。

また、福岡県が指定（許可）の権限を有する事業所（以下「県指定事業所」という。）を運営していない事業者に対する一般検査については、必要に応じ実施する。

イ 特別検査

指定（許可）取消相当事案等が発生したときは、介護保険課は、特別検査を実施する。

県指定事業所を運営する事業者の業務管理体制の整備については、監督権者が県である場合は、原則として(3)の監査と併せて特別検査を実施し、監督権者が厚生労働省である場合は、厚生労働省と協議の上、特別検査の権限行使を要請する。

また、指定都市若しくは中核市又は保険者が指定（許可）権限を有する事業所であって、県がその業務管理体制の監督権者であるものにおいて、指定（許可）取消相当事案等が発生したときは、当該指定都市若しくは中核市又は保険者からの権限行使の要請に基づき、県が特別検査を実施する。

5 令和 6 年度の重点事項

法令等の趣旨及び目的の周知徹底、利用者保護の観点、前年度の運営指導の結果等を踏まえ、次のとおり令和 6 年度の重点事項を次のとおり定める。

(1) 利用者の安全の確保について

全国的に、高齢者が入居する施設における火災や福祉用具に関する事故が発生するなど、利用者の安全が懸念される事例が少なくないことから、消防署等の関係機関からの情報収集に努めるとともに、サービス提供時等における安全の確保、事故防止等

に関し、指導を徹底する。

また、火災のみならず、風水害、地震等の非常災害に関する具体的な計画を立て、関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出等の訓練を行うよう、指導を徹底する。

さらに、外部からの不審者の侵入に対する危機管理、防犯に係る取組について、指導を徹底する。

(2) サービスに関する説明及び利用者の同意について

運営指導において、重要事項を記した説明文書に、「利用料その他の費用の額」の記載内容が誤っていた事例や、「事故発生時の対応」、「苦情処理の体制」等の重要事項が記載されていない事例が見受けられた。

このため、利用申込者がサービスを選択する上で必要となる重要事項の説明文書に記載漏れ等がないよう、更に指導を徹底するとともに、利用者の書面による同意の有無を確認する。

また、令和6年度の介護報酬改定（基本報酬部分及び加算部分）に伴うサービス提供時間、料金等に係る重要事項の変更に伴い、利用者の同意を得ているか、また、居宅サービス計画、個別サービス計画の変更が適切になされているか、確認する。

(3) 個別サービス計画の作成と適切な取扱いについて

運営指導において、個人ごとの具体的なサービス計画（以下「個別サービス計画」という。）が作成されていない事例や、利用者の日常生活全般や心身の状況、置かれている環境等を十分に把握できていない事例等が見受けられた。

また、既に居宅サービス計画が作成されている場合において、個別サービス計画が当該居宅サービス計画の内容に沿って作成されていない事例や、居宅サービス計画を引き写しただけの個別サービス計画も見受けられた。

さらに、個別サービス計画の作成に当たっては、その内容について説明し、利用者の同意を得なければならない、計画を作成した際には当該計画を利用者に交付しなければならないが、これについても適切に行われていない事例が見受けられた。

これらのことから、利用者に提供されるサービスの質を確保するため、個別サービス計画の作成及びその適切な取扱いが行われるよう、更に指導を徹底する。

(4) サービスの提供の記録及び適切な取扱いについて

運営指導において、サービスの提供の記録について、サービスを提供した際の具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況等が記録されていないものや、記録はあるが、記載内容等が不十分なものが見受けられた。

また、事業者は、利用者からの申出があった場合、文書の交付その他適切な方法により、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況等の情報を利用者に対して提供しなければならないこととされている。

このため、サービス提供の記録及びその適切な取扱いについて、更に指導を徹底する。

(5) 人員に関する基準について

運営指導において、事業所等の従業者数が基準を満たしていない事例や、無資格者によるサービスの提供が行われていた事例が見受けられたことから、適切なサービスを提供できるようにするため、必要な人員を確保し、勤務体制を整備するよう、更に指導を徹底する。

(6) 介護給付費の適正な算定について

介護報酬算定に係る要件を遵守し、適正に介護報酬を請求するよう、更に指導を徹底する。とりわけ、加算（特に体制加算）の要件の適否、減算該当の有無、介護給付費の適正な請求について、重点的に指導を行う。

(7) 高齢者虐待防止及び身体的拘束禁止に向けた取組について

虐待や身体的拘束の疑いのある行為が行われていないか、確認する。

また、法人又は事業所において、防止委員会の開催、防止のための指針の整備、防止のための研修の実施、虐待防止の担当者の設置、人権に関する研修の実施及びマニュアルの作成等、組織的な取組体制を整備し、実践しているか、確認する。

(8) 利用料等の適正な受領について

運営指導において、指定居宅サービスの提供に際し、利用者が負担すべき額の支払を受けていない事例が見受けられた。

指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号厚生省通知）においては、直ちに指定を取り消すことのできる事由として、「サービスの提供に際して利用者が負担すべき額の支払を適正に受けなかったとき」と規定されていることから、利用料の受領について指導を徹底する。

また、利用料等の支払を受けることを明確に示せるようにすること、利用料等の明細を明らかにしておくこと及び領収証を交付することについても、更に指導を徹底する。

さらに、利用者に対し、あいまいな名目での費用徴収（特に介護報酬の中に含まれていると解釈される費用の徴収）を行わないよう、また、徴収が可能な費用についても、重要事項説明書等に記載の上、利用者の同意を得るよう指導を行う。

(9) 苦情処理の体制等について

運営指導において、苦情の相談窓口や体制等を明らかにしていない事例、苦情処理の手続が定められていない事例等が見受けられた。

利用者からの苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容を記録し、迅速かつ適切に対応するため、相談窓口や苦情処理体制、手続等を明確にし、周知しておくよう、更に指導を徹底する。

また、利用者からの苦情に関し、市町村又は国民健康保険団体連合会が行う調査に協力し、これらの指導・助言に従い改善等を行っているか、確認する。

(10) 秘密の保持及び個人情報の保護について

運営指導において、従業者又は従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないようにするための必要な措置を講じていない事例や、サービス担当者会議等において利用者又はその家族の個人情報を用いることについて、該当する者からあらかじめ文書で同意を得ていない事例が見受けられた。

このため、利用者及びその家族の個人情報の適切な取扱いについて、更に指導を徹底する。

(11) 介護職員等処遇改善について

介護職員等処遇改善加算の算定に当たり、加算の算定が適切に行われているか、確認する。

(12) 感染症対策について

新型コロナウイルス等の感染症を発生・まん延防止する観点から、委員会の設置状況、職員研修・訓練の実施状況、感染症対応マニュアルの整備及び感染者の発生時の対応等について適切に行われているか、確認する。

また、高齢者施設等におけるレジオネラ症の防止対策について、適切な措置を講じているか、確認する。

(13) 会計処理について

介護サービス事業者は、事業所又は施設単位で経理を区分するとともに、介護サービス事業の会計とその他の事業の会計を区分する必要があるため、それぞれの法人に適用される会計基準等によって収支状況等に関する内容を明らかにしているか、確認する。

(14) 業務継続計画の作成等について

感染症や非常災害時の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、必要に応じて見直しているか、確認する。

また、その計画に従業者に周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施しているか、確認する。

(15) 重要事項等のウェブサイトへの掲載について

運営基準省令上、事業所の運営規程の概要等の重要事項等について、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイトに掲載・公表しているか、確認する。（令和7年度から義務付け）

6 令和6年度の重点指導対象事業所

(1) 指定（介護予防）特定施設入居者生活介護事業所

(2) 信ぴょう性の高い情報提供があった事業所及び虐待の疑いがある事業所

(3) 新規開設後間もない事業所

(4) 住宅型有料老人ホームに併設される指定居宅サービス事業所（介護予防サービス事業所を含む。）

(5) 集団指導を欠席した事業所

(6) 各種加算の算定要件等の誤りのおそれがある事業所

7 個別事業ごとの留意事項

(1) 指定通所介護事業及び指定（介護予防）通所リハビリテーション事業

① 人員基準上、必要な人員が配置されているか。

② 人員基準が満たされていない場合には、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて介護報酬を算定しているか。

③ 運営規程に定める利用定員を超えることはないか。このような場合が生じたときには、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて介護報酬を算定しているか。

④ 事業所規模の区分は誤っていないか。また、適切に届け出られているか。

⑤ 管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成しているか。

⑥ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を備えているか。

⑦ 非常災害に関する具体的な計画を立て、関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。

⑧ 感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画（業務継続計画）を策定しているか、職員に対する計画の周知を行っているか、研修及び訓練を実施しているか、計画の必要な見直しを行っているか。

⑨ 虐待や不適切な身体拘束の疑いのある行為が行われていないか。

また、法人及び事業所において、高齢者虐待防止や不適切な身体拘束の禁止など人権に関する研修の実施やマニュアルの作成等、組織的な取組体制を整備し、実践しているか。

- ⑩ 事故防止の対策は適切か。また、事故が起こった際には、保険者に届け出るとともに、再発防止策を適切に講じているか。
- ⑪ 時間延長の加算を算定している事業所においては、実際に9時間（通所リハビリテーションは8時間）以上のサービスが提供されているか。
- ⑫ サービス提供時間の変更については、利用者への説明及び利用者の同意が行われているか、また、変更の必要性が検討されているか。
- ⑬ サービス提供時間帯中に、利用者が緊急やむを得ない場合でないにもかかわらず、保険医療機関の受診をしていることはないか。また、急患等でやむを得ず受診している場合には、受診に要した時間を差し引いているか。
- ⑭ 個別機能訓練加算、一体的サービス提供加算等の加算については、それぞれの加算の趣旨や算定要件（従業者数、個別機能訓練計画、評価、利用者数等）を満たしているか。特に、個別機能訓練加算の個別機能訓練計画は、報酬改定に合わせ、見直しが行われているか。
- ⑮ 介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合には、国の通知に基づき適切に運用がされているか。
- ⑯ 指定通所リハビリテーション事業の医師がリハビリテーションの詳細な指示を実施しているか。定期的にリハビリテーション会議を開催し、利用者の状況を会議の構成員と共有し、計画を見直しているか。また、利用開始した日から起算して1月以内に理学療法士等の訪問が適切になされているか。
居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者と利用者の居宅を訪問し、専門的見地から、介護の工夫に関する指導、日常生活上の留意点に関する助言を行っているか。
- ⑰ 同一建物減算に該当していないか。また、該当する場合は、適切に減算請求が行われているか。例外的に減算しない場合は、建物の構造、2人以上の従業者の介助、介護支援専門員との検討、サービス担当者会議の開催、記録の作成等の要件を満たしているか。
- ⑱ 身体的拘束等を行った場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。

(2) 指定訪問介護事業

- ① 人員基準上、必要な人員が配置されているか。サービス提供責任者は適切に配置されているか。
- ② サービス提供責任者は、その責務を果たしているか。
- ③ 利用者に対するサービスは、作成された訪問介護計画に基づき、個別に提供されているか、また、その記録は確実に整備されているか。とりわけ、住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等におけるサービス提供は、集団的なサービス提供となっていないか。これらの報酬請求は適切か。
- ④ 虐待や不適切な身体拘束の疑いのある行為が行われていないか、確認する。
また、法人及び事業所において、高齢者虐待防止や不適切な身体拘束の禁止など人権に関する研修の実施やマニュアルの作成等、組織的な取組体制を整備し、実践しているか。
- ⑤ 事故防止の対策は適切か。また、事故が起こった際には、保険者に届け出るとともに、再発防止策を適切に講じているか。
- ⑥ 訪問介護員が感染源とならないよう、又は訪問介護員を感染の危険から守るため、使い捨て手袋や手指洗浄設備等、衛生管理対策が講じられているか。
- ⑦ 感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画（業務継続計画）を策定しているか、職員に対する計画の周知を行っているか、研修及び訓練を実施しているか、計画の必要な見直しを行っているか。
- ⑧ 緊急時訪問介護及びその報酬請求は、要件に照らし、適切に行われているか。
- ⑨ サービス提供時間の変更については、利用者への説明及び利用者の同意が行われているか、また、変更の必要性が検討されているか。
- ⑩ 「通院等のための乗車又は降車の介助」の単位を算定する事業所においては、適切なサービスを提供しているか。

- ⑪ 介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合には、国の通知に基づき適切に運用されているか。
- ⑫ 指定訪問介護事業所と指定訪問リハビリテーション事業所の連携は、適切に行われているか（加算算定の場合）。
- ⑬ 同一敷地内建物等減算に該当していないか。また、該当する場合は、適切に減算請求が行われているか。
- ⑭ 身体的拘束等を行った場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。

(3) 指定（介護予防）訪問看護事業

- ① 人員基準上、必要な人員が配置されているか。
- ② 虐待や不適切な身体拘束の疑いのある行為が行われていないか、確認する。
また、法人及び事業所において、高齢者虐待防止や身体拘束の禁止など人権に関する研修の実施やマニュアルの作成等、組織的な取組体制を整備し、実践しているか。
- ③ 事故防止の対策は適切か。また、事故が起こった際には、保険者に届け出るとともに、再発防止策を適切に講じているか。
- ④ 看護師等が感染源とならないよう、又は看護師等を感染の危険から守るため、使い捨て手袋や手指洗浄設備等、衛生管理対策が講じられているか。
- ⑤ 感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画（業務継続計画）を策定しているか、職員に対する計画の周知を行っているか、研修及び訓練を実施しているか、計画の必要な見直しを行っているか。
- ⑥ 緊急時訪問看護加算は、要件に照らし、適切に行われているか。
- ⑦ 特別管理加算、ターミナルケア加算、複数名訪問加算等の加算については、それぞれの加算の趣旨や算定要件を満たしているか。
- ⑧ 指定訪問看護の提供に当たって、主治の医師や担当介護支援専門員等と連携しているか。また、訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けているか。
- ⑨ 同一敷地内建物等減算に該当していないか。また、該当する場合は、適切に減算請求が行われているか。
- ⑩ 身体的拘束等を行った場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。（令和6年6月1日施行）

(4) 指定（介護予防）特定施設入居者生活介護事業

- ① 人員基準上、必要な人員が配置されているか。
- ② 利用者に対し、適切な指定特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供できるよう、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者、機能訓練指導員、計画作成担当者との兼務関係等を勤務表等において明確にしているか。
- ③ 指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該指定特定施設において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、計画作成担当者が作成した特定施設サービス計画に沿って、適切な技術をもってサービスを提供し、又は必要な支援を行っているか。
- ④ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等、衛生管理対策が講じられているか。
- ⑤ 消火設備その他の非常災害に対して、必要な設備を備えているか。
- ⑥ 非常災害に関する具体的な計画を立て、関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。
- ⑦ 感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画（業務継続計画）を策定しているか、職員に対する計画の周知を行っているか、研修及び訓練を実施しているか、計画の必要な見直しを行っているか。

- ⑧ 虐待や不適切な身体拘束の疑いのある行為が行われていないか。
また、法人及び事業所において、高齢者虐待防止や不適切な身体拘束の禁止など人権に関する研修の実施やマニュアルの作成等、組織的な取組体制を整備し、実践しているか。
- ⑨ 事故防止の対策は適切か。また、事故が起こった際には、保険者に届け出るとともに、再発防止策を適切に講じているか。
- ⑩ 身体的拘束等の適正化を図るため、必要な措置(身体的拘束等を行う場合の記録、3月に1回以上の委員会の開催、指針の整備、年2回以上及び新規採用時の研修等)を講じているか。また、必要な措置を講じていない場合は、適切に減算請求が行われているか。
- ⑪ 個別機能訓練加算の算定要件(機能訓練指導員の常勤専従等)を満たしているか。また、機能訓練を適切に行っているか。
- ⑫ 夜間看護体制加算の算定要件(常勤看護師の配置等、夜間の体制、重度化指針の作成及び入居時の同意)を満たしているか。
- ⑬ 短期利用については、算定要件を満たしているか。また、適切に実施しているか。
- (5) 指定(介護予防)福祉用具貸与事業及び指定特定(介護予防)福祉用具販売事業
- ① 人員基準上、必要な人員が配置されているか。特に、福祉用具専門相談員(常勤換算方法で2人以上)が適切に配置されているか。また、福祉用具専門相談員の資格要件を満たしているか。
- ② 居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置付けられている場合において、当該計画に指定福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る介護支援専門員により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合には、その理由が居宅サービス計画に記載されるよう、必要な措置を講じているか。
- ③ 介護予防サービス計画に指定福祉用具貸与が位置付けられている場合において、当該計画に指定介護予防福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る担当職員(指定介護予防支援等基準第2条に規定する担当職員をいう。)に、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合には、その理由が介護予防サービス計画に記載されるよう、必要な措置を講じているか。
- ④ 福祉用具貸与計画、特定福祉用具販売計画等の作成及び利用者の同意は、適切に行われているか。
- ⑤ 事故防止の対策は適切か。また、事故が起こった際には、保険者に届け出るとともに、再発防止策を適切に講じているか。
- ⑥ 感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画(業務継続計画)を策定しているか、職員に対する計画の周知を行っているか、研修及び訓練を実施しているか、計画の必要な見直しを行っているか。
- ⑦ 軽度者(要支援1、要支援2及び要介護1である者)に対して、対象外種目(車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト)に係る指定福祉用具貸与費を算定する場合(厚生労働省告示の「厚生労働大臣が定める者」の「イ」に該当する者に限る。)において、該当することを確認した文書等を、サービス記録と併せて保存しているか(自動排泄処理装置の要介護3以下の利用者も同様)。
- ⑧ 貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格を利用者に説明しているか。
- ⑨ 機能や価格帯の異なる複数の商品を利用者に提示しているか。
- ⑩ 利用者に交付する福祉用具貸与計画を介護支援専門員に交付しているか。
- ⑪ 身体的拘束等を行った場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。